

## 理事選挙の基本的な考え方

1. 以下の理事選挙の基本的な考え方は理事選任に関する規定、理事選考に関する細則を補足するものである。
2. 投票者が投票できる立候補者数は、下限を 10 名とし、上限を公示された理事選挙定数までとする。投票した候補者数が 10 名未満の場合はその投票を無効とする。
3. 得票数の上位から公示された理事選挙定数までを当選とする。立候補者が公示された理事選挙定数以下の場合は、個々の立候補者について信任投票を行い、有効投票数の過半数を得た者を当選とする。
4. 開票は理事選挙管理委員会が定めた日に、理事選挙管理委員が行い、事務局が補佐する。
5. 選挙結果は、選挙管理委員会が理事会に報告した後、当選者の氏名を会員向けホームページへの掲載等によって会員に告示する。
6. 選挙結果によって選ばれた理事候補者は、その年の通常社員総会において理事としての承認を得る。
7. 理事定数の 3 分の 1 を超える者が欠けた場合は、最新の選挙結果で、得票数の順位に従って、その上位の者を当選者と定める。また、選挙管理委員会はその旨を会員に告示する。
8. その他の必要事項は選挙管理委員会および理事会の協議によって決定される。